

近世・近代社会経済資料（古文書）デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する近世・近代社会経済資料のうち、古文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像は白黒です。文書原本の朱書や裏書、端裏書、裏継目印、前欠・中欠・後欠の部分、丁間に挿入された文書や脱落した付箋については、画像内に「朱書」「裏書」「端裏書」「裏継目印」「前欠」「中欠」「後欠」「挿入文書」「脱落付箋」などの置き札を写し込んであります。また、原本が破損し撮影が不可能な場合や、白紙が何枚も続く場合には、「以下破損につき撮影不能」、「以下〇丁白紙につき撮影省略」などのターゲットで明示してあります。
- (5) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い文書については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (6) 文字間のコントラストの差が大きなものについては、視認性を高めるために、照明を調整して複数回撮影しています。この場合は、同一の丁の画像が複数枚連続して表示されます。
- (7) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (8) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 25 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 258061 の交付を受けて作成しています。

店則

一 薄利數賣、本店大目的、付
店員一統熱心商業擴張可
致事

一 店員ハ席順ヨリ禮義ヲ重シ
共和商業勉強可致事

一 品物ハ總テ充分鄭重ニ取扱
可致事

一 機場製造品及買入品ハ即時
各擔當人番揚取調統計
等事務可取扱事

一 總テ品物持来、即貳人立會

食、一、五、人、立、會、午、可、得

各擔當人番揚取調統計
等事務可取扱事

一總テ品物持余、節貳人立會
點檢上監査役、許可_テ得_テ
持余可致事

一行商人タル者出先_キ出入_ヲ詳細_ニ
手帳記載_シ歸店、際品、出
入合不合_ヲ尋_ニ上若_シ帳場_ニ於
テ刻然_{セザル}時、詳細説明_ニ事

一行商人各自手帳、日々取扱事
務_ヲ記載_シ持余帳及檢帳_ト
点合可致事

一賣上品、日々帳入可致即日利盛_ヲ
可致事

一賣番楊_リ品、總_テは召方_ト稱_ス
但_シ博多_{七寸}及博多_{子帶}ハ附屬_{スル}事

一禮番、本店製造珠珍風通其

可致事

一貴番楊^リ品^ニ統^テは召方^ト稱^ス
但シ博多七寸及博多子帶ハ附屬スル事

一禮番^ハ本店製造珠珍風通其
他從前^ハ通^リ帶方附屬スル事

一^ハ商人見習^ハ各自受持^ノ得意
先^ハ勿論重役^ノ指揮^ニヨリ見分^又
代理^ニ事務取扱^{可キ}事

但自^ハ分^ハ係^リ商用^又有^之場合^ハハ限^ニ非^ズ

一帳場^ハ日^々出入及貸借統計即日
可致事

一帳場^{ヨリ}尋問^{美節}店員^{一統}詳
細應答^{可致}事

一浮品^ハ統^テ三日限^{リトス}

一機屋及買先^等ヨリ浮借品^ハ可
成速^ニ取極^{可致}事

一^ハ辨直定帳^{直段}記入致^{シ美}事

一 機屋及買先等より浮借品は可
成速に取極可致事

一 乙辨直定帳（直段記入致シ美ハ
各係員、檢印捺ス可キ事

一 例月十五日ヨリ廿日迄品勘定可致事
但シ商況都合依リ延期ス事アル可シ

一 品勘定不足アル時、店員一統頭割
ヲ以テ雜償ス可キ事
但シ所商人に限ル

一 品勘定合シタル時、店員一統、若
干金賞與スル事アル可シ

一 賣直段等薄利數賣ハ本店目
的ニ有之ト虽モ金利ニ劣ル等ノ薄
利ハ為スコカラス

一 賣品ハ薄利主義ナレバ總テ現金
若クハ三十日ヲ以テ期限トスト虽モ從
前取引ノ習慣ニヨリ、貳ヶ月以上延期
ノ先キハ日ニ売分ノ利子利上、内引

一 品勘定点合シタル時、店員一統へ若干金賞與スル事アル可シ

一 賣直段等薄利數賣ハ本店目的ニ有之ト虽モ金利ニ劣ル等ノ薄利ハ為スコカラス

一 賣品ハ薄利主義ナレバ總テ現金若クハ三十日ヲ以テ期限トスト虽モ從前取引ノ習慣ニヨリ貳ヶ月以上延期ノ先キハ日ニ売分ノ利子利上、内引セラル事

一 賣直段等ハ決美月ニ至リ相違有之節、帳簿ノ混雜ノミナラズ決美ノ手教ヲ要シ美ニ付可成確定、直段ヲ以テ帳合可致事

一 各得意先ヨリ返戻品有之節、一々戻り物帳ハ記載可致事

但し新舊兩番、記載可シ

一 戻り品有之場合ハ商品相場ノ変更ノミナラズ、往復運賃等掛リ且仕立費品モノ等、損害有之トモ總テ戻

ノ先キ八日ニ迄分ノ和子ナキ内ヲ
去ル事

一讀直段等ハ決美月ニ至リ相違
有之節帳簿ノ混雜ノミナラズ決
美ノ手数ヲ要シ美ニ付可成確定直
段ヲ以テ帳合ヲ致事

一各得意先ヨリ返戻品有之ノ節一々
戻物帳ノ記載可致事
但し新舊兩番ノ記載可シ

一戻品有之場合ハ商品相場ノ変更
ノミナラズ往復運賃等掛リ且仕立
費品モノ等ノ損害有之ニ付總ラ戻
品ニ對シ高五厘方（則キ有内高五厘方）
損害戻リ利益ト共ニ可致事

一前數條ニ違背スル時ハ一事ニ付
科料金叁錢ハ召金申付事

右之條ニ固守ス可キ事

明治廿七年

星

山田商店